

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	麻薬中毒者収容保護事業	事業開始年度	昭和38年度	作成責任者		
担当部局庁	医薬食品局	担当課室	監視指導・麻薬対策課	課長 國枝 卓		
会計区分	一般会計	上位政策	—			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	麻薬及び向精神薬取締法第59条の2	関係する計画、通知等	第3次薬物乱用防止5か年戦略			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	麻薬及び向精神薬取締法に基づき、都道府県が支弁する麻薬中毒者の入院措置費等を補助することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	麻薬及び向精神薬取締法第59条の2の規定に基づき、都道府県において麻薬中毒者の入院等に要する経費の3/4を支弁する。					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬中毒者護送費負担金の支弁 麻薬中毒者措置入院費負担金の支弁 					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	執行額	0.5	0.3	0.1		
	執行率	100%	60%	20%		
	総事業費(執行ベース)	0.5	0.3	0.1		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<p>本事業の支出先は、都道府県。 本事業は麻薬中毒者護送費負担金及び麻薬中毒者措置入院費負担金から構成されている。</p> <p>都道府県では、麻薬中毒者であると通報があり、当該者の措置入院が必要と判断された場合には、本経費により、麻薬中毒者に対して必要な医療を行うものである。</p> <p>なお、平成21年度には都道府県からの申請により交付決定したところであるが、結果的に交付先の都道府県において支出を必要とする事案が生じなかったものである。</p>				
	見直しの余地	<p>麻薬中毒者は、麻薬の慢性中毒状態の者であり、放置は、本人のみならずその周囲の人々にも危害のおそれの可能性のあるものである。麻薬中毒者の措置入院は、事前に予測することはできないため、実績がないことをもって、削減等はいできない。</p> <p>しかしながら、本予算については、今後とも適正な執行及び用途の把握に努めてまいりたい。</p>				
予算チームの監視・所見効率化	麻薬及び向精神薬取締法に基づく事業であることから、見直しの余地はなく、引き続き必要な経費である。					
補記						

厚生労働省
0.1百万円



【交付金】

徳島県
0百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

